

お詫びと訂正

はんだ市報12月号4ページ「半田市の家計簿（令和2年度決算）」について、令和2年度一般会計の歳入総額の円グラフの表記に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。訂正した歳入総額の円グラフについては、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ
会計課 ☎84-0690

※証紙の詳細は、愛知県ホームページをご覧ください。
※市民交流センターは、旅券申請用のみの販売です。
※収入証紙は市役所会計課（1階2番窓口）でも購入できますので、ご利用ください。

愛知県収入証紙の購入について



市税等の納付には口座振替が便利です

【問合わせ】収納課 ☎84-0624

固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）および市・県民税（普通徴収）は、以下の期日までに登録すると令和4年度1期および全期から口座振替ができます。

固定資産税・都市計画税 3月9日（水）まで

※相続等で登記名義を変更した場合は、新たに口座振替の登録が必要です。単有名義分以外に共有名義分（～様外1名等）がある場合は、全て同一口座から振替です。

軽自動車税（種別割） 4月14日（木）まで

※所有する全車両が口座振替の対象になります。

市・県民税（普通徴収） 5月13日（金）まで

※いずれの税も口座振替依頼書が、期日までに収納課に着くよう手続きしてください。

※口座振替依頼書は、収納課、市内金融機関窓口および市ホームページにあります。



国民年金保険料は「口座振替」「クレジットカード払い」がお得です

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0653

口座振替やクレジットカード払いをすると、納付書（現金）で納めるより割引やポイントが付いてお得です。

◇口座振替「早割制度」

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、早割（当月末振替）にすると、1か月あたり50円の割引があります。

◇口座振替・クレジットカード払い「前納」

口座振替は、前納する月（※）から、2年度分、1年度分または6か月分の保険料をまとめて前納すると、納付書（現金）で納めるより多くの割引があります。

クレジットカード払いの前納の割引は、納付書（現金）払いと同じですが、クレジットカード会社独自のポイントが付く場合があります。

（※）2年前納、1年前納の支払いは4月分からになります。6か月前納の支払いは4月分から、または10月分からになります。

令和3年度の場合

◇口座振替

- ・2年前納 15,850円割引
- ・1年前納 4,180円割引
- ・6か月前納 1,130円割引

◇クレジットカード払い

- ・2年前納 14,590円割引
- ・1年前納 3,540円割引
- ・6か月前納 810円割引

申込み

◇口座振替

本人確認書類（写真付きのもの）、年金手帳、通帳、通帳届出印

◇クレジットカード払い

本人確認書類（写真付きのもの）、年金手帳、クレジットカード

上記をお持ちのうえ、国保年金課または半田年金事務所（☎21-2322）でお申込みください。

※令和4年度の前納を希望する方は、国保年金課には2月18日（金）までに、半田年金事務所には2月28日（月）までにお申込みください。

